

第 1 1 号議案

中間市債権管理条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 3 月 4 日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市債権管理条例

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理及び整理回収に関する事務処理について統一的な処理基準その他必要な事項を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権の管理の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 債権管理者 市長及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条に規定する管理者をいう。
- (3) 税外収入金 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入をいう。
- (4) 滞納処分執行職員 市長又はこの委任を受けた市の職員をいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則若しくは規程(地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)に特別な定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (債権管理者の責務)

第4条 債権管理者は、法令に基づき市の債権を適正に管理しなければならない。

### (台帳の整備)

第5条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、規則又は規程で定めるところにより台帳を整備しなければならない。

### (徴収計画)

第6条 債権管理者は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定しなければならない。

### (督促)

第7条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日を経過する日とする。

### (督促手数料の徴収)

第8条 債権管理者は、税外収入金について、前条第1項の規定により督促状を発した場合において、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

### (延滞金の徴収)

第9条 債権管理者は、税外収入金について、第7条第1項の規定により督促状を発した場合において、履行期限の翌日から履行の日までの期間に応じ、当該金額に年14.6パー

セント(履行期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又は金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

3 前2項に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の減免)

第10条 債権管理者は、特に必要があると認めるときは、延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(滞納者情報の相互利用)

第11条 市の債権について、履行期限までに履行していない者が同様に市が保有する複数の債権を履行していない場合は、当該市の債権に係る情報(地方税法(昭和25年法律第226号)第22条の規定による地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。))若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に関して知り得た秘密を除く。)を相互に利用することができる。

(滞納処分)

第12条 滞納処分執行職員は、税外収入金について、第7条第1項の規定による督促を受けた者が督促状に指定する期限後相当の期間を経過してもなお履行しない場合において、当該税外収入金が法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例により処分できるもの及び法令の定めにより地方税法又は国税徴収法(昭和34年法律第147号)に規定する滞納処分の例により処分することができるものに係る債権(以下「強制徴収債権」という。)であるときは、当該税外収入金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金について、滞納処分に着手するものとする。

(強制執行等)

第13条 債権管理者は、市の債権(強制徴収債権を除く。第16条及び第17条において同じ。)について、第7条第1項の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第16条の措置をとる場合又は第17条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保に付されている市の債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある市の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない市の債権(第1号に該当する市の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第14条 債権管理者は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債権者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第17条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第15条 債権管理者は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、債権管理者は、市の債権を保全するために必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第16条 債権管理者は、市の債権について、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行期限の特約等)

第17条 債権管理者は、市の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該市の債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者についての災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る市の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る市の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理者は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る市の債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第18条 債権管理者は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状況にあるため履行延期の特約又は処分をした市の債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状況にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る市の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第19条 債権管理者は、私債権(市の債権のうち、消滅時効について時効の援用を要しない債権を除いたものをいう。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 債務者が生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合で、弁済の見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき(当該債権につき保証人がある場合等を除く。)

(3) 第13条又は第15条の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済の見込みがないと認められるとき。

(4) 第16条の措置をとった場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(6) 消滅時効の期間が満了したとき(当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

(7) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情があり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

(報告)

第 20 条 市長は、前条の規定により私債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び附則第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 第 8 条、第 9 条及び次項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に履行期限が到来する税外収入金について適用する。

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第 9 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。